

第5回臨時会

・審議した議案

第5回臨時会が11月24日に開催され、条例改正1件と意見書1件が審議され、原案のとおり可決しました。

第5回臨時会 11月24日開会

審議した議案

本町の職員給与は、
人事院勧告に基づき削減!

条例

意見書

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

国は、国家公務員に対する人事院勧告の実施を見送りました。本町では、この勧告に基づき、公務員給与と民間給与との格差0.23%を解消するため、50歳代は最大で0.5%、40歳代後半は0.4%、40歳代前半は0.3%の削減をするなどの給料表改定のために条例改正を行いました。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について

本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではあるが、林業の安定的発展と山村の活性化を図るためには、森林施業の集約化、人材の育成等を積極的に進め、道産材の利用促進により森林・林業の再生を図ることが重要である。
また、先般の東日本大震災の速やかな復興に向け、被災

した森林等の早期復旧や被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化するなどを要望する意見書が可決され、関係大臣宛提出しました。



議案質疑の中から

人事院勧告による職員給与の引き下げについて

【質】職員給与を削減することによって給料表が改定されるが、削減対象となる40歳代以上の平均的な給与の等級と号俸は、どのくらいになるのか。

【答】50歳代の中段、55歳ぐらいで6級66号俸の41万円程度、40歳代後半から50歳代で5級73号俸の39万円程度、40歳代前半で4級50号俸の35万円程度となります。

臨時会終了後
現地調査を実施

臨時会終了後、TMRセンターと中山間地域総合整備事業するま地区の営農用水浄水場施設を現地調査しました。



佐呂間浄水場横に建設された浄水場施設



バンカーサイロが並ぶTMRセンター施設